

名誉毀損行為主張対比表

番号	枝番	原告の主張				被告の主張	
		問題となる行為	問題となる表現	摘示事実	名誉毀損となる理由	摘示事実について	名誉毀損の成否について
6	1	本件報道機関宛書面送付行為	本日の株式会社クリーブラッツからの報道関係者各位宛の「ちいたん☆に関するお知らせ」につきましては、さも須崎市の了解があったと言わんばかりの悪質で巧みな印象操作のある文章であります。	①原告が被告の了解を何ら得ずに、キャラクターちいたんの制作及び諸活動を行ったとの事実 ②本件原告書面を作成した原告の対応が悪質であるとの事実	①「さも須崎市の了解があったと言わんばかりの」とは、一般人をして、原告が被告との相談や了解を何ら得ずに、勝手にキャラクターちいたんの制作や諸活動を行っているとの印象を与える。 しかしながら実際には、原告は被告と相談し、被告の了承のもとでキャラクターちいたんの制作や各活動を行っていた。 ②「悪質で巧みな印象操作」との表現は、一般人をして、原告の対応が悪質であり、違法性が高い対応を行っているとの印象を与える。 しかし、実際には、本件原告書面の記載内容は、原告と被告と間のやり取りの経緯を正確に記載したものであり、原告の対応は不当な対応を被告から突如として受けた企業の対応として、極めて誠実かつ良識的なものであった。  上記①②の各告知により、被告は、原告の社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。	悪質で巧みな印象操作のある文章であることは、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議である。 それゆえ、本件原告書面に対する意見ないし論評であって、原告主張の摘示事実①②を含め、事実を摘示していない。	ア ① 原告が、キャラクターちいたんの個別具体的な利用（特に営利活動）に関し、予め被告に諮って、合意を得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使してきたという事実、② 原告が、キャラクターちいたんについて、明示的な同意を得ることがないまま、国内外で商標登録出願を行った事実（本件報道機関宛書面記載のコメントの対象となる本件原告書面）を前提として、本件原告書面が不誠実である旨の意見ないし論評を述べるもので、意見ないし論評の表明に当たる。  イ 事実の公共性、目的の公益性、前提となる事実の真实性・真実相当性があり、意見ないし論評の域を逸脱していない。 すなわち、①につき、原告は、キャラクターちいたんについて、原告のみが多様な権利（著作権の支分権）を専有し、単独でその権利を行使できると認識し、現に、キャラクターちいたんの個別具体的な利用（特に営利活動）に関し、予め被告に諮って、合意を得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使してきた。 これに対し、被告は、事後的にその事実を知ることはあったものの、原告と第三者との間の著作権利用契約等の内容の詳細を知ることとはできず、もちろん、使用の対価を受領することもなかった。 要するに、被告は、原告のみが個別具体的な支分権を行使するにつき、事前の情報すらなかったのであって、原告と合意する立場にすらなく、原告の支分権の行使は、被告に無断で行われている。  ②につき、原告は、平成29年12月18日（カワウソちいたんが須崎市観光大使に委嘱される前）、キャラクターちいたんについて、被告の明示的な同意を得ることがないまま、1件の商標登録出願を行ったのを皮切りに、国内では、少なくとも4件の商標登録出願を、海外では、中国、アメリカ、韓国、ブラジルの少なくとも4か国において商標登録出願をそれぞれ行った。  したがって、いずれも真实性・真実相当性がある。
6	3	同上	この文章に代表されるような独善的な数々の行為により株式会社クリーブラッツへの信頼は完全になくなっておりもはや修復は不可能であると考えています。	原告が、被告の信頼を失うような独善的な複数の行為を行ったとする事実	「独善的」とは、自分1人だけが正しいと信じて、客観性を考えずにふるまうこと、ひとりよがりなことを意味する。従って、被告の信頼を失うような「独善的な数々の行為」という表現は、一般人をして、原告が、客観的な根拠もなく、ひとりよがり、かつ常識的に通常考えられないような勝手な行為を複数回行ったとの印象を与える。 しかしながら実際には、原告は被告と相談し、被告の了承のもとでキャラクターちいたんの制作や各活動を行っていたものであり、かつ本件原告書面の記載内容は、原告と被告との間のやり取りの経緯を正確に記載した客観的なものであった。 被告は、その告知により、被告は、原告の社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。	独善的であること、信頼があること、関係の修復が不可能であることは、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議である。 それゆえ、原告の行為、原告と被告の関係についての意見ないし論評であって、原告主張の摘示事実を含め、事実を摘示していない。	ア 上記アと同様の事実を前提として、原告の行為が独善的であり、原告と被告の関係が修復不可能である旨の意見ないし論評を述べるもので、意見ないし論評の表明に当たる。  イ 事実の公共性、目的の公益性、前提となる事実の真实性・真実相当性があり、意見ないし論評の域を逸脱していない。

番号	枝番	原告の主張				被告の主張	
		問題となる行為	問題となる表現	摘示事実	名誉毀損となる理由	摘示事実について	名誉毀損の成否について
7		本件コメント 発出行為	「その後もイベント出演など、申し入れを無視して違法状態での活動を拡大させようとしている。誠に遺憾で、看過できない」	被告からのキャラクターちいたんの活動停止の求めに対して、原告が何も対応せず、これを黙殺し、違法状態を拡大させようとしているとの事実	「無視」とは、対象を何ら考慮せず、また何らの対応もしないことを意味する。 実際には、被告から突如として活動停止を求められた原告は、事実経過の説明や資料提供、さらには協議の場を求め、紛争解決に向けた一連の対応を行っていたが、被告がこれを全面的に拒否していたとの事実経過である。 被告は、その告知により、原告が、被告が告知したような対応を行う悪質な会社であるとの印象を一般人に与え、これにより、原告の社会的評価及び営業上の信用を著しく低下させた。	摘示事実は、① 被告からの活動停止請求後も原告がキャラクターちいたんについてイベント出演などの活動を拡大させているという事実摘示とともに、② ①に対する法的見解及び意見ないし論評を述べたもので、①は事実の摘示、②は意見ないし論評の表明に当たる。  これに対し、② 違法状態での活動であることは、法的な見解であり、誠に遺憾で、看過できないことは、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議である。 それゆえ、いずれも原告の行為についての意見ないし論評である。	ア ① 被告からの活動停止請求後も原告がキャラクターちいたんについてイベント出演などの活動を拡大させているという事実を摘示するとともに、② ①に対する法的見解及び意見ないし論評を述べたもので、①は事実の摘示、②は意見ないし論評の表明に当たる。  イ ①は、事実の公共性、目的の公益性、事実の真実性・真実相当性がある。 すなわち、被告の活動停止請求後も、原告は、キャラクターちいたんについてイベント出演などの活動を拡大させた。 したがって、真実性・真実相当性がある。  ウ ②は、事実の公共性、目的の公益性、前提となる事実(①)の真実性・真実相当性があり、意見ないし論評の域を逸脱していない。

以上